

1(1) 景観保全型広告整備地区の名称

岩手山麓・八幡平周辺地域景観保全型広告整備地区

(2) 指定しようとする区域

岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）において岩手山麓・八幡平周辺重点地域として定められた区域

(3) 基本方針

ア 広告物表示及び広告物を提出する物件の設置に関する基本構想

(ア) 広告景観形成の基本方向

岩手山麓・八幡平周辺は、美しく、豊かで、雄大な自然に恵まれ、優れた眺望を有する地域である。

この県土を代表する優れた自然景観を有する地域を、県民の郷土に対する愛着と誇りを育む共有の財産として、地域の発展との調和を図りながら次代に引き継いでいくため、景観計画において、岩手山麓・八幡平周辺を重点地域として指定し、地域特性に応じた良好な景観の計画的な形成を図っているところである。

一方、近年景観に対する意識の高まりの中で、広告物は、良好な景観を構成する重要な要素の一つであることが認識されつつある。また、うるおいとやすらぎのある生活や快適な環境に対する県民のニーズが高まってきており、自然や周囲の環境と調和した良好な広告景観の形成が求められている。

広告塔、案内板等の広告物は、県民の経済社会活動に不可欠なものであるとともに、私たちに様々な有益な情報を提供してくれるものであるが、場所によっては無秩序な広告物のはん濫や管理が不十分な広告物の放置等が良好な景観の阻害要因となっていることがある。

現在、岩手山麓及び八幡平周辺地域の沿道等には、多種多様な広告物が掲出されており、今後もその数はますます増加するものと考えられ、地域の優れた自然景観に多大な影響を及ぼすことが懸念されているところである。

このため、景観計画における重点地域としての位置付けと相まって、広告物及び広告物を掲出する物件の表示方法等について、現行の規制水準を超えた水準へ誘導し、雄大な自然や周囲の環境、地域特性と調和した統一感のある広告景観の形成を図るものである。

(イ) 地区の区分及び区分ごとの広告景観形成の方向

岩手山麓・八幡平周辺重点地域においては、この地域が性格の異なる多様な景観要素により構成されていることから、地形、土地利用の状況等を勘案し、地域を4区分に区分し、それぞれの景観特性に配慮しながら、良好な景観の形成を図っていくものとしている。

このことから、当該重点地域との整合性を図るため、岩手山麓・八幡平周辺地域景観保全型広告整備地区についても同じく4区分に区分し、広告景観の形成を図っていくものとする。

a 山岳景観保全地区

岩手山を中心とする山岳部の大部分は、十和田八幡平国立公園内にあり、良好な景観を呈し、眺望の対象となっており、駒ヶ岳等の山岳も岩手山から連続して眺望される。

この地区内においては、岩手山等が直接の眺望の対象となるため、基調となる自然景観を保全するよう配慮する必要があることから、広告物の掲出は必要最小限にとどめ、自然景観の保全を図るものとする。

b 山麓景観形成地区

山岳景観保全地区と一体的に眺望されるすそ野地区で、スキー場、ペンション等のリゾート施設が点在し、岩手山や八幡平の自然とふれあう場となっている。

この地区内においては、自然景観の保全とともに、岩手山や八幡平の自然とふれあうことのできる魅力ある拠点の景観の形成に配慮する必要があることから、豊かな自然と調和した広告景観の形成を図るものとする。

c 田園景観形成地区

岩手山や八幡平周辺の広大な田園地帯は、岩手山や八幡平の眺望の前景を構成する重要な景観となっている。

この地区内においては、岩手山や八幡平を背景とする美しい田園景観の形成に配慮する必要があることから、農地、集落等からなる田園景観と調和する広告景観の形成を図るものとする。

d 沿道景観形成地区

当地域内の主要な道路は、岩手山や八幡平の良好な眺望が得られる地点であるとともに、岩手山麓や八幡平のイメージを感じることが出来る場ともなっている。

この地区内においては、岩手山や八幡平の眺望を確保しつつ、良好な沿道景観が形成されるよう配慮する必要があることから、眺望の確保に努めるとともに、周辺の緑や街並みと調和する沿道の広告景観の形成を図るものとする。

イ 広告物及び広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

景観計画との整合性を図るため、基本的には岩手山麓・八幡平周辺重点地域の景観形成基準に準じ、本地区において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者が適合するよう努めなければならない広告景観形成基準を別表1及び別表2のとおり定める。

別表 1

広告景観形成基準（工作物）

| 区 分 | | 基 準 | | | | |
|---|----------------------------------|--|---|--|--|--|
| | | 山岳景観保全地区 | 山麓景観形成地区 | 田園景観形成地区 | 沿道景観形成地区 | |
| 工作物 〔 建植広告物 屋上広告物 広告板 そで看板 アーチ広告物 広告柱 〕 | 位置及び規模 | 各地域共通 | 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう広告物の位置及び規模に配慮すること。 | | | |
| | | 眺望の確保 | 岩手山、八幡平等の眺望対象に著しい支障を与えないよう広告物の位置及び規模に配慮すること。 | 岩手山、八幡平等の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から著しく突出した印象を与えないよう広告物の位置及び規模に配慮すること。 | | |
| | 配置 | (1) 敷地境界からできる限り離し、隣地相互において空間を確保するよう広告物の位置に配慮すること。 (2) 自然の地形をできる限り生かした配置とするよう広告物の位置に配慮すること。 | | | | |
| | 幹線道路からの後退（建植広告物に限る。） | 広告物は、幹線道路の道路境界から5メートル以上後退するものとする。ただし、用途上やむを得ない場合又は周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。 | | | | |
| | 高さ | 広告物の高さは、13メートルを超えないものとする。ただし、用途上やむを得ない場合又は周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。 | 周辺の樹林の高さを超えないよう広告物の高さに配慮すること。 | | | |
| | 表示面積等 | 広告物は、できる限り表示面積を少なくし、乱雑な感じを与えないよう位置及び規模に配慮すること。 | | | | |
| | 形態及び意匠 | 各区域共通 | 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう広告物の形態及び意匠に配慮すること。 | | | |
| | | | 周辺の自然景観と調和するよう広告物の形態及び意匠に配慮すること。 | 周辺の景観と調和するよう広告物の形態及び意匠に配慮すること | | |
| | 色彩 | 広告物の色彩は、周辺の自然景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。 | | 広告物の色彩は、周辺の景観と調和するものとし、彩度の低いものを用いるよう配慮すること。 | 広告物の色彩は、周辺の景観と調和するものとし、基調色は、彩度の低いものを用いるよう配慮すること。 | |
| | 素材 | 広告物の外装に使用する素材は、周辺の自然景観と調和した質感があり、経年変化による質の低下の少ない耐久性に優れたものを用いるよう配慮すること。ただし、用途上又は構造上やむを得ない場合においては、この限りでない。 | | 広告物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感があり、経年変化による質の低下の少ない耐久性に優れたものを用いるよう配慮すること。ただし、用途上又は構造上やむを得ない場合においては、この限りでない。 | | |
| 敷地 | 敷地内はできる限り緑化し、植栽は、周囲の植生に配慮して行うこと。 | | 敷地内はできる限り緑化し、植栽は、地域特性にふさわしい樹種の選定に配慮すること。 | | | |
| その他 | 光源 | 光源を用いるものにあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いないこと。 | 動光又は点滅を伴わないものとする。 | | | |
| | 撤去後の措置 | 広告物の撤去後の跡地然景観と不調和が生じないよう配慮すること。 | | | 広告物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。 | |

別表 2

広告景観形成基準（工作物以外）

| 区 分 | | 基 準 | | | | |
|---|----------------|--|---|---|--|--|
| | | 山岳景観保全地区 | 山麓景観形成地区 | 田園景観形成地区 | 沿道景観形成地区 | |
| 工作物以外 〔アドバルーン 広告幕 のぼり、広 告旗〕 | 位置 及び 規模 | 各区域共通 | 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう広告物の位置及び規模に配慮すること。 | | | |
| | | 眺望の確保 | 岩手山、八幡平等の眺望対象に著しい支障を与えないよう広告物の位置及び規模に配慮すること。 | 岩手山、八幡平等の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から著しく突出した印象を与えないよう広告物の位置及び規模に配慮すること。 | | |
| | | 高さ | 各区域共通 | アドバルーンの高さは、係留場所から35メートル以下であること。 | | |
| | | 表示面積 | 各区域共通 | (1) 広告幕の面積は、20平方メートル以下であること。 (2) のぼり及び広告旗の面積は、2平方メートル以下であること。また、複数ののぼりを設置する場合は、相互間の距離を5メートル以上離すこと。 | | |
| | 形態 及び 意匠 | 各区域共通 | 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう広告物の形態及び意匠に配慮すること。 | | | |
| | | | 周辺の自然景観と調和するよう広告物の形態及び意匠に配慮すること。 | 周辺の景観と調和するよう広告物の形態及び意匠に配慮すること | | |
| | 色彩 | | 広告物の色彩は、周辺の自然景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。 | 広告物の色彩は、周辺の景観と調和するものとし、彩度の低いものを用いるよう配慮すること。 | 広告物の色彩は、周辺の景観と調和するものとし、基調色は、彩度の低いものを用いるよう配慮すること。 | |
| その他 | 光源 | 光源を用いるものにあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いないこと。 | 動光又は点滅を伴わないものとする | | | |